

契約更新にかかるよくある質問（組合員向け）

I 「自動車共済契約満了及び振替口座確認の通知書」（満了通知書）に関する質問

(問1) 契約内容に変更がない場合の手続方法はどのようなものか。

(答) 「自動車共済契約変更届」の「現在の契約内容」欄に記載されている前年度と同内容で契約が自動更新となりますので、本会へ書類を提出する必要はありません。

(問2) 「自動車共済契約変更届」の「現在の契約内容」欄に「未登録」と印字されている箇所があるが、例年更新してきたので、今年もこのまま更新でいいか。

(答) 契約に際して必要な情報となりますので、「未登録」の項目を「自動車共済契約変更届」右側の記入欄に記入し、本会へ提出してください。

なお、振替口座情報が未登録の場合は、必要書類をお送りいたしますので、本会にご連絡ください。

(問3) 「自動車共済契約変更届」を提出した後、受理した通知はくるのか。

(答) 通知は発送しておりませんので、4月中旬に発送する承諾通知書にて確認してください。

(問4) 「自動車共済契約変更届」の変更箇所を記入したが、それ以外にも全て記入する必要があるか。

(答) 変更が無い項目の記入は不要です。

II 共済契約の対象について

(問5) 契約できる自動車（車種を含めて）はどのようなものなのか。

(答) 契約できる自動車は、次の1～3の要件を満たしている自動車です。

- 1 共済契約者又は共済契約者と同居の親族（注1）が所有している自動車（ローン利用中の自動車、及び1年以上契約のリース自動車も含む。）
- 2 共済契約者又は共済契約者と同居の親族（注1）が常時運行の用に供している自動車
- 3 主として通勤、買物、レジャー等に使用している自動車（注2）

(注1) 「共済契約者と同居の親族」とは、共済契約者と同一建物に居住している親族をいいます。ただし、下記の者で、共済契約者と同一建物に居住していない場合であっても、同居とみなします。

- ① 共済契約者又は共済契約者の配偶者の被扶養者で、所得税の控除対象となっている者。
(例：大学に通うため親元から離れた場合等)
- ② 共済契約者が勤務の都合により単身赴任している場合、単身赴任前の同居の親族。
- ③ 共済契約者又は共済契約者の配偶者が所有する被共済自動車を継続して運行管理する親族。

ただし、共済契約者と同居していた者に限られます。

(注2) 業務用の自動車は契約できませんので、ご注意ください。

(問6) 車両保険に加入したいが、どのような手続きをすればいいのか。

(答) 車両保険を希望する契約者は、別途、「事故処理サービスセンター」において、本会における無事故歴や加入歴に基づく保険料の割引の適用を受けて、「事故処理サービスセンター」指定の民間損保と契約することができますので、「事故処理サービスセンター」へご相談ください。

(問7) 別居の父名義の車を譲り受けたが、車検証の所有者は父のままで、使用者を契約者とすれば共済の契約はできるのか。

(答) 契約できません。

車検証の所有者は、必ず契約者、配偶者又は同居の親族に名義変更してお申込みください。

(問8) 車をローンで購入したため、車検証上の所有者がローン会社になっているが、共済の契約はできるのか。

(答) 契約できます。

原則として所有者名が会社等の車は申込みできませんが、ローン利用の場合には、車検証上の「使用者氏名」欄が組合員、配偶者又は同居の親族であれば、使用者を実際の所有者として契約の引受けをしております。

なお、この場合、申込書の所有者欄には車検証の使用者の名前をご記入ください。

(問9) 契約期間の途中で自動車を買替えた場合の手続きは、どうすればよいのか。

(答) 1 同一車種（共済掛金に変更を伴わない変更）の自動車に入れ替えた場合
自動車共済変更届により登録番号等の変更をしてください。

2 異なる車種（共済掛金に変更を伴う変更）の自動車に入れ替えた場合

自動車共済変更届による登録番号の変更はできませんので、「自動車共済解約届」により現契約を解約（解約区分は車種の変更）するとともに、新しい車種の新規共済契約の申込みをしてください。

(問10) 車両を入れ替える際、古い車両でディーラーへ行き、新しい車両に乗って帰る場合の補償はどうなるのか。

(答) 行きは古い車両、車両入替後は、新しい車両を補償します。自動車共済変更届の事由発生日は、車両入替日を記入してください。

(問11) 新規自動車共済契約申込時及び車両の入れ替えを行う際に車検証（写）及び自賠責保険証書（写）を提出する必要はあるのか。

(答) 新規自動車共済契約申込時及び車両の入れ替えを行う際には、契約車両の加入要件の確認を行いますので、自動車検査証（二輪の場合は、軽自動車届出済証もしくは標識交付証明書）及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しを提出してください。

(問12) 車両を入れ替えたので、「自動車共済変更届」を契約期間満了月の数ヶ月前に本部へ提出したが、その後送付されてきた「自動車共済契約満了通知書」には、旧登録番号で表示されてきたが、補償に問題はないのか。

(答) 電算機処理の時期的な関係から変更できなかったものであり、「自動車共済変更届」が提出されていれば、事故が発生した場合の補償には支障はありません。

なお、「自動車共済契約満了通知書兼共済契約(継続)申込書」中の旧登録番号については、新登録番号に訂正の上、継続契約の更新を行ってください。

(問13) 「自動車共済変更届」を提出後、変更内容が反映された承諾通知書は作成されるのか。

(答) 作成されません。承諾通知書の再作成はしておりませんので、「自動車共済変更届」の控えを契約満了まで保管しておいてください。

なお、4月中旬に発送する承諾通知書にて確認ください。

(問14) 契約者が等級制度のある民間損保に契約を切り替える場合、本会の契約内容をそのまま引き継ぐことができるのか。

(答) 本会は等級制度がないため、民間損保へ本会の契約内容を引き継ぐことはできません。

ただし、ご希望の場合には、別途、本会の加入歴・事故歴を証明する書類を発行することができますので、ご連絡ください。

※ なお、この証明書はあくまで加入歴及び事故の有無を証明する書類であり、必ずしも民間損保の等級を保証するものではないことにご留意ください。

(問15) 第二連絡先の欄には、誰を記入すれば良いか。

(答) 契約者に連絡不通の場合、親族等で連絡がとれる方を記入してください。

(問16) 契約者が死亡したが手続きはどうするのか。

(答) 1. 承継組合員制度を利用する場合

契約者が死亡し、承継申請期限内に承継申請をする場合、その配偶者が承継組合員として引き続き共済事業を利用することができますので、「自動車共済契約変更届」及び「承継組合員申請書類送付依頼書」に必要事項をご記入の上、本会に提出してください。

後日、本会より必要書類を送付します。

2. 承継組合員制度を利用しない場合

契約者が死亡し、承継組合員制度を利用しない場合、もしくは利用できない場合、法定脱退となりますので、「自動車共済契約変更届」右下の「契約者が死亡した場合」の「契約者死亡」に○印を付し、死亡日及び提出者住所等を記入の上、本会へ返送してください。

後日、本会より必要書類を送付します。

(問17) 承継組合員制度は、契約者が生存している時点で事前に申請できるか。

(答) できません。

契約者が亡くなられた後、お手続きをしてください。

そのため、契約者がご存命の場合、承継組合員申請書類送付依頼書等の提出は不要です。

(問18) 複数車両の契約があり、すべての車両を解約する場合、「自動車共済契約変更届」はそれぞれ出すのか。

(答) それぞれご提出してください。

すべての契約車両分の「自動車共済契約変更届」の「契約を継続しない場合」の「継続しません。」に○を付し、本会へ提出してください。

ただし、承継組合員制度へ切り替える場合に限り、「自動車共済契約変更届」及び「承継組合員申請書類送付依頼書」は、1枚ずつの提出で構いません。

(問19) 当年度の契約を解約したい場合の手続きはどうするのか。

(答) 別途、書類が必要となりますので本会にご連絡ください。

(問20) 契約者氏名の変更届欄に、改姓・改名の場合のみとあるが、それ以外の場合、契約者を変更できるか。

(答) できません。

なお、契約者が死亡した場合、契約者氏名を変更することはできません。
承継組合員制度の場合は、(問17)をご参照の上、お手続きをしてください。

(問21) 「自動車共済契約変更届」右下にある「提出者住所」等の欄は記入しなくていいか。

(答) 本会より書類を送付する場合、必要となりますので、必ず記入してください。

Ⅲ 共済掛金の振替口座に関する質問

(問22) 振替口座の変更は、「自動車共済契約変更届」でできるか。

(答) できません。

必要書類をお送りいたしますので、本会にご連絡ください。

(問23) 金融機関合併または支店が統廃合されてしまったがどうすればよいか。

(答) 変更の手続きが必要となりますので、本会にご連絡ください。

(問24) 複数車両を契約しているが、振替口座を別々にしたい。

(答) 一人の組合員に対して、一つの口座登録となるためできません。

(問25) 掛金を口座振替ではなく、振込みにできるのか。また、3月以外の振替日に変更できるか。

(答) 両方ともできません。

Ⅳ その他

(問26) 「保険証書」はないのか。

(答) 口座振替確認後の翌月中旬に本会から送付する「自動車共済契約承諾通知書」(ハガキ形式)が民間損保でいう「保険証書」に代わるものとなります。